

(討論) コンテンツとデータの法制度的違いとは？ 分野毎のデータの性質から

須川 賢洋

masahiro@sugawa.org



新潟大学 法学部

Faculty of Law Niigata University

刑法に言うデータ

第七条の二 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

著作権法に言うデータ

第二条

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

個人情報保護法に言うデータ

第二条

- 4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報という。
- 5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものの以外のものであるという。

コンテンツ法に言うコンテンツ

第二条

この法律において「コンテンツ」とは、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう

(参考) 著作権法に言う著作物

第二条

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

特許
商標
意匠
など

トレードシークレット

著作権

創作性のないDB

CIAを確保するための情報

- ・パスワード
- ・アーキテクチャなど

個人情報

プライバシー情報

データの不正抽出

- データベースからのファクトデータの不正抽出に関しては2000年前後に「sui generis権」(独立権)として保護することが国際的に検討されたが、その後は停滞している。